高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則 高速船規則検査要領 2017年 第3回 一部改正 2017年 第2回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 88 号/達 第 93 号 2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議 2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可



規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。

2017年 第3回 一部改正

高速船規則

2017 年 12 月 25 日 規則 第 88 号 2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議 2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。 2017 年 12 月 25 日 規則 第 88 号 高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2編 船級検査

3章 定期的検査及び機関計画検査

3.3 船体の年次検査

3.3.1 要件

- -1.(18)を次のように改める。
- -1. 年次検査においては,実行可能な範囲内で次の(1)から(18)までに規定する船体及び 艤装関係の検査及び試験を行い良好な状態にあることを確認する。

((1)から(17)は省略)

(18) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては, **14 編 1.2.1** に規定する閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器について, 現状良好であることを確認する。 (較正の記録の確認を含む。)

附 則(改正その1)

1. この規則は、2017年12月25日から施行する。

改正その2

- 9編 機関
- 1章 通則
- 1.2 機関に対する一般要件
- 1.2.1 一般要件*
- -11.として次の1項を加える。
- -11. 機関に備える次の(1)及び(2)の排ガス処理装置は、本会が適当と認めるものでなければならない。
 - (1) 選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置
 - (2) 排ガス浄化装置 (EGCS) (2.1.1-4.に規定するものを除く。)

2章 ディーゼル機関

- 2.1 一般
- 2.1.1 一般*
- -4.として次の1項を加える。
- -4. 排ガス再循環 (EGR) 装置を備えるディーゼル機関については、本章の規定による ほか、本会の別に定めるところによらなければならない。

附 則(改正その2)

- **1.** この規則は, 2018年1月1日(以下, 「施行日」という。) から施行する。
- 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置,排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置であって,施行日前に承認申込みがあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文(正)

- 1. The date of "contract for construction" of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
- 2. The date of "contract for construction" of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a "series of vessels" if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
- (1) such alterations do not affect matters related to classification,
- (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.

The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.

- 3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of "contract for construction" for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a "new contract" to which 1. and 2. above apply.
- 4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of "contract for construction" of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

- 1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
- 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
- (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない, 又は.
- (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合,当該変更が予定所 有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に 適合している,又は設計変更の契約が無い場合は承認のた めに図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に 適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

- 3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める 契約の変更がなされた場合,建造契約日は予定所有者と造船所 との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び2.に対して,「新しい契約」として扱わなければならない。
- 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合, 改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は, 2009 年 7 月 1 日から適用する。

要

領

高速船規則検査要領

2017年 第2回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 93 号 高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

14編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

1章 通則

1.2 その他

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

- -1. 規則 14 編 1.2.1 にいう「適切に較正されたもの」とは、船上又は陸上において製造者の作成した手引書に従って較正が実施され、その較正の記録を備えるものをいう。ただし、ここでいう較正に製造者が推奨する操作前の精度確認は含めない。
- -2. 規則 14 編 1.2.1 の適用上, 2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとすること。ただし, 2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって,同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあってはこの限りでない。
 - (1) 船舶安全法第6条第3項(予備検査)又は第6条の4第1項(型式承認)の規定に 基づく検査又は検定に合格したもの
 - (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

附 則(改正その1)

1. この達は、2017年12月25日から施行する。

改正その2

1編 総則

1章 通則

1.1 一般

1.1.9 として次の1条を加える。

1.1.9 低引火点燃料船

規則1編1.1.9 の規定により適用する鋼船規則 GF 編の適用上, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF15.4.2 にいう「規則 B 編 1.1.3-1.(4)(a)に規定する時期に行う船底検査」については, 「高速船規則2編3.1.1-1.(3)に規定する時期に行う船底検査」に読み替える。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2018年1月1日から施行する。

改正その3

9編 機関

1章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 一般要件

- -1. 規則 9 編 1.2.1-3.にいう「航海可能な速力」とは、船舶の操船性を維持しうる速力で、かつ、相当長時間(修理のための最寄りの港に到着するのに要する時間)の航海に耐える速力であり、通常 7 ノット又は満載喫水状態で規則 1 編 2 章 2.1.8 に定める速力の 1/2 の速力のうち小さい方の値を標準とする。
 - -2. 規則 9 編 1.2.1-11.にいう「本会が適当と認めるもの」とは,次の(1)及び(2)をいう。
 - (1) 選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置にあっては, **鋼船規則検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(1)**「選択式触媒還元脱硝装置関連設備に関する検査要領」に適合するもの。
 - (2) 排ガス浄化装置 (EGCS) にあっては, **鋼船規則検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(2)** 「排ガス浄化装置関連設備に関する検査要領」に適合するもの。

2章 ディーゼル機関

2.1 一般

2.1.1 一般

- -3.として次の1項を加える。
- -3. 規則 9 編 2.1.1-4.にいう「本会の別に定めるところ」とは, **鋼船規則検査要領附属書 D2.1.1-5.**「排ガス再循環装置関連設備に関する検査要領」をいう。

附 則(改正その3)

- 1. この達は、2018年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
- 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置,排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置であって,施行日前に承認申込みがあったものについては,この達による規定にかかわらず,なお従前の例による。
 - * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文(正)

- 1. The date of "contract for construction" of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
- 2. The date of "contract for construction" of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a "series of vessels" if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
- (1) such alterations do not affect matters related to classification,
- (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.

The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.

- 3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of "contract for construction" for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a "new contract" to which 1. and 2. above apply.
- 4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of "contract for construction" of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

- 1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
- 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合,オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
- (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない, 又は.
- (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合,当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している,又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

- 3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める 契約の変更がなされた場合,建造契約日は予定所有者と造船所 との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び2.に対して,「新しい契約」として扱わなければならない。
- 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合, 改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は, 2009 年 7 月 1 日から適用する。